○外務省告示第十一号

平成三十一年四月二十三日にニアメで、ニジェール共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がニジェール共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　倉光秀彰在ニジェール大使

ニジェール側　カラ・アンクラオ外務・協力・アフリカ統合・在外ニジェール人大臣

令和元年五月十六日

外務大臣　河野　太郎

○外務省告示第十二号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和元年七月一日に効力を生じ、同日以後の国際出願日を有する国際出願について適用する。

（平成三十一年一月三十日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

令和元年五月十六日

外務大臣　河野　太郎

69.1 (a)を次のように改める。

(a)　(b)から(e)までの規定に従うことを条件として、国際予備審査機関は、次の全てを受領した場合には、国際予備審査を開始する。ただし、出願人が54の2.1(a)に規定する期間の満了する時まで国際予備審査の開始を延期するよう明示的に請求したときは、この限りでない。

(i)　国際予備審査の請求書

(ii)　取扱手数料及び予備審査手数料の支払うべき額の全額（該当する場合には、58の2.2の規定に基づく後払手数料を含む。）

(iii)　国際調査報告又は第十七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言のいずれか及び43の2.1の規定に基づき作成された書面による見解

○農林水産省告示第百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年五月十六日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市馬瀬黒石字**樽**ケ洞八四三、字ワサザ八九二の一、八九四、八九五、八九六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年五月十六日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

一　保安林の所在場所　宮崎県東諸県郡綾町大字入野字椎屋五四九〇の五、五四九〇の一五、五四九五の二、五五〇一、五五〇二の一、五五〇二の二、五五一〇の一、五五一〇の二、五五一二の二、五五一二の四、五五一二の五、五五一三の一、五五一三の三、大字北俣字鷲巣三三五二、三三五三の一、三三五三の三から三三五三の五まで、字吉原三五二八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び綾町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年五月十六日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

一　保安林の所在場所　宮崎県えびの市大字岡松字七曲六三一の三〇、六四二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字七曲六三一の三〇・六四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及びえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年五月十六日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ケ所字下日陰平四二四五の四、四二四五の五、四二四六の四、四二四六の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下日陰平四二四五の四・四二四五の五・四二四六の四・四二四六の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年五月十六日

農林水産大臣　**吉川**　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　滋賀県甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲賀市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。